



岡本特許 ニュース

岡本特許事務所

〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1

TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

2013 OCTOBER/150号

★ 中国の商標法改正（2014年）★

中国では改正商標法が2014年5月1日から施行されます。主な改正点は次のとおりです。

	現行法	改正法
1	審査に関する時間制限規定なし。	審査は出願日から9か月以内(28条)、再審査は受領日から9か月+延長3か月以内(34条)に終わる。
2	音響商標（音の商標）は登録不可能。	音響商標（音の商標）が登録可能となる(8条)。
3	1出願では1分類のみ指定可能。	1出願で複数類の指定が可能となる(22条)。
4	拒絶理由通知は原則としてなく、いきなり査定する。	拒絶理由通知を行い、意見書・補正書の提出を求めることが可能となる(29条)。
5	悪意出願排除が不十分。	契約・取引などを通じて先使用者の商標使用を知りながら、悪意で出願したときには登録されない(15条)。出願は信義誠実に基づいて行わなければならない(7条)。
6	先使用权の規定なし。	他人の商標出願の前からその商標と同一又は類似の商標を使用し、他人の出願時に周知となっていた者は継続してその商標を使用することができる(59条)。
7	周知商標保護が不十分。	周知商標保護を明示(13条)。周知商標の認定は商標局、商標評審委員会(TRAB)、裁判所が行う(14条)。
8	更新出願は満了前6か月以内に行う。	更新出願は満了前12か月以内に行う(40条)。
9	損害賠償額は、商標権者の損害額又は侵害によって得た侵害者の利益額、それらが明らかでないときには商標使用料に基づいて決定する。これらにより決定できないときには最大50万RMB(\$82000)まで請求可能。	侵害が意図的で重大な結果をもたらすようなものであるとき、現行法の左記各方式による決定額の3倍までの金額の懲罰的請求が可能となる(63条)。損害賠償請求をするためには、商標権者は過去3年以内に自らの商標使用を立証する必要がある、立証できないときには損害賠償が認められない(64条)。

世界の多くの国では商標に関して登録主義を採用していますが、登録主義の弊害を防止するため使用主義的な要素も多方面で取り入れています。それに対して、現在の中国の商標制度は極端ともいえる登録主義です。先使用者や外国における著名商標所有者でも中国において登録していなければ、悪意の第三者に先を越され、それを是正するのが難しい、というようなことがよくありました。今回の改正を見ると使用主義的な要素（例えば5～7）を取り入れていることがわかります。これにより、公平公正な商標制度となることを期待したいと思います。